

## 市内産花き割引販売支援事業 登録店舗の募集について

浜松市では、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減少している市内産花きの消費喚起及び需要拡大を図るため、花き購入割引券を市民に配布し、花きを割引価格で販売する支援事業を実施いたします。つきましては、下記のとおり割引対象登録店舗を募集いたしますので、ぜひともご参加くださるようお願いいたします。



### 【事業概要】

1. 実施期間：令和3年6月中旬～令和4年2月15日（火）
2. 事業内容：市民又は在勤・在学する人を対象に2,000円以上（税込）の花き購入で1,000円を割引する割引券を市が発行し、割引販売をした小売店に割引価格分を補助金として支給。  
割引は10,000回分（予算1,000万円）を上限とし、達した段階で終了とします。

### 【登録店舗募集概要】

**※募集期間**：令和3年4月26日（月）～令和4年2月15日（火）※  
※割引回数に達した段階で締め切ることがあります。



### ※登録要件

市内に所在地のある店舗において、消費者向けに「花き」を販売している事業者

「花き」とは？ 切り花類、鉢物類、花木類、球根類、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類

補助金の支給に際して、市が定める補助金支給要件を満たしている必要があるため、**登録時に補助金支給要件（裏面）を確認した上で、登録申請**するようにしてください。

### ※登録方法

登録は**浜松市ホームページから直接入力**若しくは様式をダウンロードして必要事項を記載し、**郵送又はFAX**にて提出してください。 検索☞「花き小売店販売割引キャンペーン」

### ※登録内容

店舗名、所在地、連絡先（メールアドレス、電話番号等）、取り扱い浜松産花きの種類等

### ※登録完了

登録が完了すると、市から登録認証通知が送付されます。またこの制度の**チラシとポスターを送付します**ので、**店舗内によく見えるところに掲示**して市民等に向けて周知をしてください。なお、**登録した情報については、本事業委託事業者と共有**しますので、ご承知おきください。



### ※割引方法

希望する市民等が割引券を持参します。**1回2,000円以上（税込）の購入で1,000円の割引価格で販売**してください。なお、**割引販売を行う商品に、浜松市内産の花き**が使用されていることを確認していただくとともに、**必ず割引券を受取りの上、割引**をしてください。**割引券は1人1回につき1枚の利用に限り**ます。割引券は**原本を補助金請求時に添付**していただくため、保管してください。割引価格を補助金として登録店舗に交付しますので、「**補助金交付申請書兼実績報告書**」と添付書類（裏面）を市に提出してください。

**補助対象者の要件について**

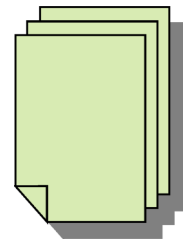
次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- ・市内に所在地のある店舗において、消費者向けに花きの販売をしている
- ・市税・県税を完納している
- ・市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である（補助金の申請者が給与取得者を雇用する場合に限る）

また、暴力団、暴力団員等、暴力団員等と密接な関係を有する者、暴力団、暴力団員等が役員等になっている法人その他団体、特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする団体、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体については、対象となりません。

**補助金交付申請書及び実績報告書に必要な書類（添付書類）**

- ①法人の登記簿又は開業届（所管税務署の受付印があるもの）の写し
- ②売上伝票その他事業者が補助事業を実施したことを証する書類
- ③浜松市産の花きを取り扱っていることが分かる書類若しくは取り扱っている浜松産花きの写真
- ④市が発行した割引券
- ⑤市税納付・納入確認同意書
- ⑥市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金の申請者が給与取得者を雇用する場合に限る）
- ⑦暴力団排除に関する誓約書
- ⑧請求書
- ⑨その他市長が必要があると認める書類



※様式は浜松市ホームページに格納予定

※割引券取扱い方法と補助金交付申請等の詳細については、登録後に別途ご連絡いたします。

**市内産花き割引販売支援制度のしくみ**



\* 登録申請に関するQRコード  
登録店舗を募集します



事業担当：浜松市産業部農業水産課  
 電話：053-457-2333  
 FAX：050-3606-6171  
 e-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp